

令和5年6月23日

保護者等 様

京都府立清明高等学校
校長 越野 泰徳

令和5年度京都府公立高等学校生徒通学費補助事業について

京都府教育委員会では、公立高等学校生徒の通学に要する経費の負担を軽減することによって、教育の機会均等を図るため、通学費負担者(保護者等)に対し、通学に要する経費の一部について補助金を交付する措置を講じています。

通学費補助事業の申請手続等は下記のとおりです。

記

1 補助要件

- (1) 通学費負担者(保護者等)が京都府内に居住していること。
 - (2) 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)の非受給者であること。
 - (3) 次のア又はイに該当する方
 - ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、裏面別表1又は別表2の所得基準額以下の方
 - イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の住民税の所得割額が非課税の方
- ※住民税所得割額=市町村民税所得割+道府県民税所得割

2 補助金交付金額

補助金の対象となる経費は、生徒が通常経路による通学に利用する交通機関に係る**1箇月定期券購入金額が22,100円(別表2の者にあつては17,000円、非課税世帯は10,000円)を上回っている金額で、その2分の1**が補助金として交付されます。

【例】

定期券 京阪バス 17,000円 地下鉄 6,000円 合計 23,000円

年間購入月数 11ヶ月

定期券年間購入金額	購入月額	控除額 (22,100円) ×購入月数	補助対象額	補助額 (年間)
253,000円 (A) (23,000×11 箇月)	11 箇月	243,100円 (B) (22,100×11 箇月)	9,900円	4,000円

(A) 253,000-(B) 243,100=9,900

9,900÷2=4,950

千円未満は切り捨てになるので、補助額は4,000円となります。

3 申請手続

補助を希望される場合には、「申請書類」をお渡ししますので令和5年7月3日(月)までに事務室へ申し出てください。

4 申請書提出期限

令和5年7月14日(金)

5 その他

詳しい内容につきましては、裏面を御覧ください。

担当	事務部 下村
電話	075-417-4031